

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年1月19日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 草薙 忍

1 業務概要

- (1) 業務名 旭川紋別自動車道 遠軽町外 遠軽上湧別道路施工計画検討業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

- (2) 業務内容 本業務は、旭川紋別自動車道遠軽上湧別道路事業(L=13.1km)において、円滑かつ効率的な事業実施に向けた施工計画の検討を行うために必要な資料の作成を行うものである。また、今後の円滑な事業実施にあたり、関係機関協議資料の作成を行うことを目的とする。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・計画準備 一式
- ・現地踏査 一式
- ・資料収集整理 一式
- ・施工計画検討 一式
- ・工事計画検討 一式
- ・関係機関協議資料作成 一式
- ・報告書作成 一式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説

明書参照)

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 当該部門の建設コンサルタント登録
- (2) 企業の同種又は類似業務の実績
- (3) 企業の過去の業務成績・業務表彰
- (4) 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況
- (5) 配置予定の管理技術者の過去の業務成績・業務表彰
- (6) 配置予定の管理技術者の網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無
- (7) 配置予定の照査技術者の資格、同種又は類似業務の実績
- (8) 当該業務の実施体制（主たる部分の再委託予定の有無等）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
 - ・管理技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、業務成績・業務表彰、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
 - ・照査技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性ほか。
- (3) 評価テーマに関する技術提案
- (4) 参考見積

5 手続等

- (1) 担当部局
〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号
北海道開発局網走開発建設部契約課 入札スタッフ
電 話 0152-44-6152 電子メール hkd-ab-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
説明書は、令和6年1月19日から令和6年2月29日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記5(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
令和6年1月19日9時00分から令和6年1月29日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記5(1)に同じ。
- (4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和 6 年 2 月 14 日 17 時 00 分から令和 6 年 2 月 29 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記 5 (1) に同じ。

6 その他

- (1) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (2) 上記 2 (1) イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も上記 5 (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 詳細は説明書による。
- (4) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、令和 6 年 4 月 17 日を予定しているが、予算成立が令和 6 年 4 月 18 日以降となった場合は、予算成立日に見積決定及び契約締結する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。